

**令和8（2026）年度島根県立大学・島根県立大学短期大学部
学長裁量経費（専門学術図書出版等助成）募集要項**

1. 助成対象事業

公立大学法人島根県立大学の専任教員の個人研究等の成果のうち、審査委員会の審査結果に基づき、学長が出版物等として公開すべき価値があると認めるもの

2. 助成対象者

公立大学法人島根県立大学の専任教員とする。

3. 事業実施期間

原則として採択年度内とする。

学術図書出版は申請の時点で出版予定社から出版について合意を得ており、入稿前の原稿が準備できていること。

学術雑誌等論文については、掲載が確定したものに限る。

4. 採択予定件数

学術図書出版1件

学術雑誌等論文投稿〔自然科学系のみ対象〕 1件

5. 助成対象経費

学術図書出版：直接出版費（組版代、製版代、印刷代、用紙代、製本代）

※専門学術書の単著を原則とする。（DVD等の電子媒体によるものも含む）

学術雑誌等論文投稿：学術雑誌等論文投稿料

※10万円以上の学術雑誌等論文投稿料を対象とする。

6. 助成額

学術図書出版は1件あたり50万円を上限とする。

学術雑誌等論文投稿は10万円を上限とする。

7. 募集期間

令和8年6月1日（月）から令和8年8月14日（金）まで（当日必着）

8. 申請書類

【学術図書出版】

- ①申請書（様式第1-1号：学術図書出版）
- ②見積書（出版社の任意様式／宛名は公立大学法人島根県立大学理事長）
- ③入稿前の原稿
- ④出版合意書（見積書）（本学指定様式）

【学術雑誌等論文投稿】

- ①申請書（様式1-2号：学術雑誌等論文投稿）
- ②見積書（出版社の任意様式／宛名は公立大学法人島根県立大学理事長）
- ③入稿前の原稿
- ④投稿論文の掲載決定通知書またはそれに準ずる掲載が決定したことがわかる資料
- ⑤投稿料に関する規程

9. 選考及び結果の通知

提出された書類については、(11)の審査基準に基づき、学長が指名した委員からなる審査委員会において選考の上、交付決定の通知を令和8年9月下旬頃を目途に行う。審査は書面審査を原則とし、必要に応じて申請者にプレゼンテーションを求めるものとする。

10. 留意事項・助成の条件

【学術図書出版】

- ① 公立大学法人島根県立大学に対し、出版図書3部を寄贈し、これを公立大学法人島根県立大学が合意した条件の下に使用することを承諾しなければならない。
- ② 出版した図書の中に、島根県立大学・島根県立大学短期大学部学長裁量経費（専門学術図書出版等助成）の助成を得て完成したものであることを明記しなければならない。
- ③ 助成対象となった学術図書については、効率的な流通・普及に努め、当該研究成果の公表・活用を図らなければならない。
- ④ 助成金事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第2-1号）、申請者宛請求書（本学指定様式）及び公立大学法人島根県立大学理事長宛請求書（出版社の任意様式）を提出すること。

【学術雑誌等論文投稿】

- ① 公立大学法人島根県立大学に対し、刊行された学術雑誌等の別刷2部（コピー可）を寄贈し、これを公立大学法人島根県立大学が合意した条件の下に使用することを承諾しなければならない。
- ② 助成金事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第2-2号）、申請者宛請求書（本学指定様式）及び公立大学法人島根県立大学理事長宛請求書（出版社の任意様式）を提出すること。

11. 審査基準

- ① 公立大学法人島根県立大学の専任教員の個人研究等の成果であって、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - a 学術上、創造的・先駆的であるもの
 - b 社会的要請が極めて高いもの
 - c 学術雑誌等論文投稿については、申請時点における最新の Journal Impact Factor ランク上位25%に属する学術雑誌等へ投稿される学術論文であるもの（自然科学系のみ）
- ② 次のいずれかに該当する学術図書等は採択しない。
 - (ア) 学術研究の成果とは言い難いもの
 - (イ) 既に類似の成果が刊行されているもの
 - (ウ) 既に学会誌等を通じて公表されている論文又は資料を単に、集成・羅列又は翻訳・紹介したもの
 - (エ) 出版社の企画によって刊行するもの
 - (オ) 本学以外の者が主たる編集者であるもの
 - (カ) 市販性があるもの
- ③ 次のいずれかに該当する学術図書出版については、慎重に審査する。
 - (ア) 本学からの補助金による同一体系の図書が2巻以上ある図書
 - (イ) 発行部数が2,000部以上と予測されるもの
 - (ウ) 定価が高額なもの

12. 変更等の承認

助成を受ける者は、助成金事業について廃止しようとするときは、あらかじめ廃止承認申請書（様式第3号）を学長へ提出し、承認を受けなければならない。学長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、廃止することが適当であると認めた場合は、廃止承認通知書をこの要綱に基づく助成を受ける者へ送付するものとする。

13. 助成決定の取消し

学長は、助成を受ける者が次の各号の一つに該当する場合には、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ①申請について不正の事実があった場合
 - ②助成金事業を中止した場合
 - ③助成金事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
 - ④助成金事業の遂行が、助成決定の内容又はこれに付した条件に著しく違反していると認められる場合
 - ⑤前各号に掲げるもののほか、この要項に違反したと認められる場合
- 前項の規定は、助成事業終了後においても適用する。

14. 助成金の返還

学長は、助成決定を取り消した場合において、助成金事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成を受けた者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

15. その他

この募集要項に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、学長が定める。